

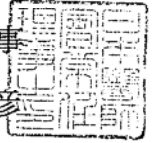
(介 27)

平成 28 年 4 月 20 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 28 年熊本地震及びそれに伴う災害に伴い

避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続きについて

熊本県熊本地方で発生した地震の発生等に伴い、避難を要する市町村の要介護者等が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型サービス事業所に避難しサービスを利用する場合、本来であれば、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となります。

しかしながら、今般の災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県等介護保険主管部局宛に、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年（2016 年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について

（平 28. 4. 20 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長）



事務連絡  
平成28年4月20日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
高齢者支援課長  
振興課長  
老人保健課長

平成28年(2016年)熊本地震及びそれに伴う災害に伴い  
避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について

平成28年(2016年)熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の市町村間での手続について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年4月20日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い  
避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手續について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手續きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。